

令和3年度
から

65歳以上の方の 介護保険料が変わります

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき見直しを行っています。

令和3年度から3年間の介護保険事業計画では、介護保険料について下記のとおり改定となります。



令和3年度から5年度の介護保険料

65歳以上の皆さんにご負担いただく介護保険料は、今後3年間で見込まれる介護サービス費用を基に算出した額から、基金の取り崩しによる調整を行い、これまでの保険料額より引き下げた設定としました。(所得段階と基準額に対する乗率は変わりません。)

区分	所得段階	対象となる方	基準額に対する乗率	保険料(年額)
住民税非課税世帯	第1段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方、または老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	0.3	18,000円 ※2
	第2段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.5	30,000円 ※2
	第3段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.7	42,000円 ※2
住民税課税世帯 で本人非課税	第4段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	54,000円
	第5段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0 (基準額)	60,000円
住民税本人課税	第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	72,000円
	第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	78,000円
	第8段階	本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.4	84,000円
	第9段階	本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.5	90,000円
	第10段階	本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.6	96,000円
	第11段階	本人の合計所得金額が500万円以上の方	1.7	102,000円

※1 第1段階から第5段階までの「合計所得金額」は、年金収入に係る所得を除いたものです。

※2 令和2年度から保険料の軽減拡充を行っています。

保険料改定に伴い

1回の年金から引かれる介護保険料額に 生じる差を小さくする『平準化』を行います

平 準 化 と は

介護保険料の一般的な納付方法は、受給されている年金から、年度の前半（4月、6月、8月）を**仮徴収**、後半（10月、12月、2月）を**本徴収**として天引きされます。

介護保険料は昨年の所得により決定され、7月以降に確定します。仮徴収（4月、6月、8月）で天引きされる額は、前年度の2月に納付した額と同額とし、本徴収（10月、12月、2月）は、確定した年額から暫定により仮徴収で納めていただいた額を差し引いた額を3回に分けて納付していただくこととなります。

各年金月に天引きされる額ができるだけ均等になるよう、この仮徴収と本徴収、及び翌年度との差を小さくするために行う補正が「平準化」です。

||||||| 年金天引き及び平準化のイメージ |||||

例) 介護保険料が60,000円（第5段階）の場合

(1) 「平準化」を実施しない場合

前年度【R2】	本年度【R3】						翌年度【R4】 ()内は保険料段階 変更なしの場合
	仮徴収(当該年度の保険料未定)			本徴収(当該年度の保険料決定)			
本徴収	仮徴収(当該年度の保険料未定)			本徴収(当該年度の保険料決定)			仮徴収
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
例) 5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円 (6月・8月は) 15,000円)

仮徴収合計 15,000円

本徴収合計 45,000円

仮徴収と
本徴収の
差額

30,000円

(2) 「平準化」を実施した場合

前年度【R2】	本年度【R3】						翌年度【R4】 ()内は保険料段階 変更なしの場合
	仮徴収(当該年度の保険料未定)			本徴収(当該年度の保険料決定)			
本徴収	仮徴収(当該年度の保険料未定)			本徴収(当該年度の保険料決定)			仮徴収
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
例) 5,000円	5,000円	12,500円	12,500円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円 (以降6月～2月も) 10,000円)

仮徴収合計 30,000円

本徴収合計 30,000円

仮徴収と
本徴収の
差額

0円

◎問い合わせ先 【保険料改定について】 福祉健康課保険係 ☎82-3111 (内線134) 直通75-6205
【平準化について】 総務課税務係 ☎82-3111 (内線143) 直通75-6206